



相談の背景 Background

直筆の遺言書に
基づいて
手続きしている!

判読できない
遺言は無効!!



A



B

被相続人から、借地権付建物を相続した配偶者の女性A。Aは被相続人の後妻で、被相続人と前妻との間には娘Bがいました。

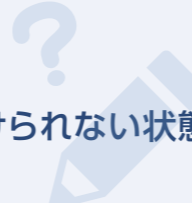
AとBは被相続人の生前は全く連絡を取り合っておらず、葬儀の席でも遺産分割についての話はなかったため、遺言書に基づき相続手続きを行いました。Bにも相続手続きについて連絡しましたが、特段、Bからの要望はありませんでした。遺言書は、脳梗塞を患っていた被相続人の自筆で「借地権及び建物は配偶者Aに相続させる」との文字がかるうじて判読できるものでした。無事に借地権の名義変更と建物の相続登記の手続きを終え安心してAですが、Bの代理人弁護士から「遺言無効確認請求訴訟」の準備を行っている旨の内容証明郵便が届き、地主に相談。

困った地主から弊社にご相談いただきました。

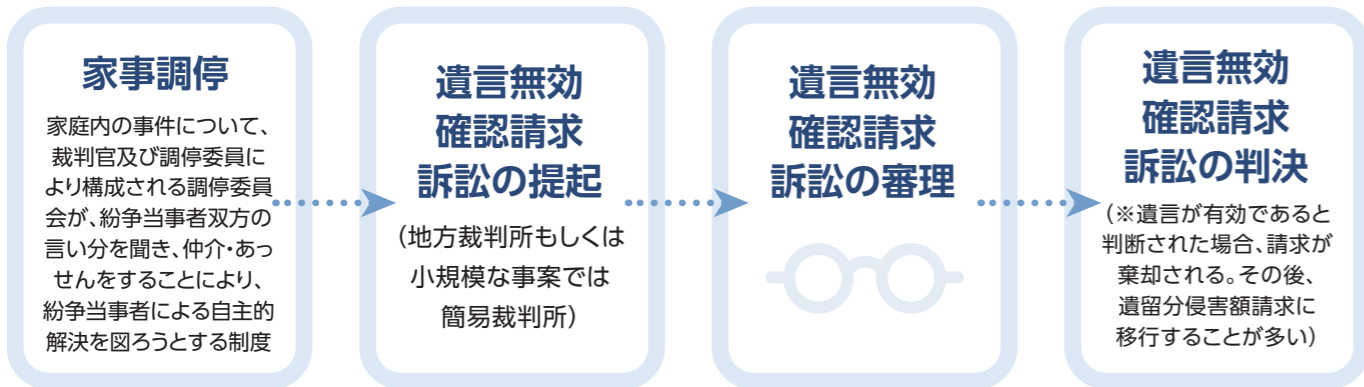
課題点 Problem

Status

- 遺言は被相続人の自筆だったが判断が難しい
- 遺言無効確認請求訴訟にならなくても遺留分侵害額請求は避けられない状態
- 相続財産の中に金融資産はほとんど含まれていない



一般的な遺言無効確認手続きの流れ Flow of a procedure



解決までの流れ How to

1. 「遺言無効確認請求」から「遺留分侵害額請求」への切り替え
遺言無効確認事件は家庭に関する事件のため家事調停の対象になり、訴えを提起する場合は、先行して家庭裁判所に家事調停を申し立てなければならない。(調停前置主義) Bは、家事調停では筆跡の特定ができず立証が難しいと判断したのか「遺言無効確認請求」から「遺留分侵害額請求」へ切り替えた。

2. 遺留分捻出方法の検討
Aは金融資産をほとんど相続していなかったため、借地権と建物の評価額が高額になるとBに対して遺留分を支払えず、不動産を売却せざるを得ない状況に。Aは地主に対して買い取ってもらえないか打診したものの、突然のことで応じてもらうことはできなかった。

3. 弊社から財産評価基本通達に基づいた相続税評価額算出を提示
Aの代理人から当方に対し、借地権の評価方法を確認してきたため、当方が相続開始時点での財産評価基本通達に基づいた借地権及び建物の相続税評価額を試算し参考価格として提示したところ、実はBの代理人も評価方法に悩んでいたようで、その後、価格の合意が得られた。Aは年金担保融資制度(現在は終了)を使ってBへの遺留分を捻出したため、当面の生活は厳しくなることが予想されるが、従前どおり、借地権と建物を相続することができ満足していた。また地主は、借地権者の名義が変わることなく昔馴染みが住み続けてくれることを喜んでた。

本事例のポイント Point

POINT 遺言の種類とそのメリット・デメリットには十分注意が必要

遺言には①公正証書遺言②自筆証書遺言③秘密証書遺言の3種類があり、遺言者の真意を確実に実現させる必要があるため、いずれについても厳格な方式が定められています。それぞれのメリット・デメリットを比較検討したうえで、最適な方式を選択する必要があります。とくに自筆証書遺言は、他の方式と比べ無効となる危険性が高いことを認識しておくべきでしょう。

ひとこと
Message

遺言があるからといって、安心することは出来ません。遺留分を請求できる相続人が存在する場合は、しっかりとした対応・対策を講じる必要があります。せっかく作成した遺言が、相続人全員にとって配慮が行き届くよう、各専門家に相談することが肝要です。

